

公安委員会	行政文書不開示決定に係る 異議申立てに関する決定について	平成24年12月20日 国家公安委員会会務官
説明資料No. 1		

(略)

公安委員会	国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の募集について	平成24年12月20日
説明資料No. 2		総務課

1 趣旨

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号。以下「規則」という。）の一部を改正するに当たり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条の規定に基づき改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成24年12月21日（金）から平成25年1月19日（土）までの間

3 改正の内容等

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第187条第3号は、留置業務管理者が、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合等を除き、被留置者の求めに応じ自弁のものを摂取することを許すものとして「嗜好品」を規定しており、「嗜好品」は、規則第5条第3号により「菓子類、清涼飲料水及び煙草」と定められている。
- 自弁の煙草については、事故防止の観点から、留置施設の運動場において、被留置者の運動の機会に摂取させているが、他の被留置者及び留置担当官の受動喫煙を完全に防止することは困難であり、被留置者及び留置担当官の健康保持等の観点から、規則第5条第3号の規定から「煙草」を削除し、全国一斉に留置施設の禁煙措置を行うこととする。

4 施行期日

平成25年4月1日（月）

1 「早急に実施すべき施策」の推進状況

早急に実施すべき施策と位置付けた22の施策のうち16の施策については、既に実施通達等を発出した。

(1) 既に実施に移した主な施策

- 「被害者の要望に応えた迅速で確実な受理の実現」(施策2-1)
12月6日、告訴・告発について、本部、署ともに一括した専務部門の窓口で迅速に受理すること等を指示する通達を発出した。
- 「国民の声を活かした業務改革の推進(苦情等への積極的な対応)」(施策5-31)
10月17日、受理した苦情の傾向の分析結果を踏まえて業務改善に活用すること等を指示する通達を発出した。
- 「適正な業績評価による表彰・賞揚の推進」(施策9-2)
11月30日、国民、社会等の安全確保への貢献度が高いにもかかわらず、表彰・賞揚が不十分であった犯罪・事故の予防活動等について、積極的に表彰・賞揚すること等を指示する通達を発出するとともに、警察庁長官による表彰・賞揚を積極的に推進することとした。

(2) 今後実施に移す主な施策

- 「総・警務部門における警察安全相談等の受理・点検業務の実施」(施策1-1)
総・警務部門への相談受付の総合的な窓口の設置、受け渡りや放置、処理のもたれ合いの防止等のため、総・警務部門における総合窓口の設置、担当部門に対する管理・点検の実施等について近く通達により指示する予定。
- 「警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化」(施策4-1)
各都道府県警察からの警察署長等の業務の合理化に係る意見を踏まえ、警察庁が指示している警察署長等の業務のうち、合理化が必要なものについて、順次通達等により措置する。

2 「更に検討すべき施策例を含む施策全般」の推進状況

- 「厳正な調査・検証の徹底」(施策6) 等
有識者会議において、監察の在り方に係る理念を確立した上で、警察における監察業務を高度化していくこと等について検討している。
- 「女性警察官の採用・登用の拡大」(施策10-1) 等
全女性警察職員に対するアンケート結果を踏まえ、有識者会議において、女性を取り巻く職場環境等について検討する。
- 「職務執行の中核たる中堅幹部(警部・警部補)の資質の向上」(施策11)
 - ・ 適正な業績評価と風通しの良い職場作りを推進するための中堅幹部の資質の向上方策等について検討する。
 - ・ なお、管区警察学校で実施していた49歳以上56歳未満の昇任者に対する警部任用科については、警察大学校へ一元化する方針。

公 安 委 員 会	神奈川県逗子市におけるストーカー事案 相談対応経緯の確認結果等及び同事案 を踏まえた対策推進状況について	平成24年12月20日 生 活 安 全 企 画 課 刑 事 企 画 課 捜 察 第 一 課
説明資料No. 4		

第1 神奈川県警察による相談対応経緯の確認結果等

1 事案の概要 (別紙参照)

2 今回の結果を踏まえて改善に向け検討すべき事項

(1) 被害者情報の秘匿について

- 相談受理及びストーカー規制法に基づく警告措置を生活安全課が、脅迫事件の捜査を主に刑事課が担当 (P. 7)
- 生活安全課は刑事課に事件を引き継ぐ際、被害者情報の秘匿要望を伝えていたものの、その具体的方法について示していなかった。 (P. 8)
- 刑事課は被害者情報の秘匿要望を認識していたものの、その程度は、「刑事手続を行う上で、可能な範囲で」との認識 (P. 8)
- 本部関係所属又は検察庁に相談するなどしていれば、逮捕状の請求等において、被疑事実の要旨の記載に関して工夫するなどの措置を講ずることができた可能性もあった。 (P. 8)

(2) 1,000通以上のメールを送りつけていたことへの対応

- 逗子署は、警察本部及び検察庁とともに、ストーカー規制法の適用を検討したが、事件化は困難との結論であった。 (P. 8, 9)
- 乙男は、保護観察付執行猶予の中で、特別遵守事項として「被害者等との一切の接触禁止」を付されていた。 (P. 9)
- 大量メールの送付事実を保護観察所が認知していれば、執行猶予の取消しに向けた手続が進められた可能性もあった。 (P. 9)

3 今後取り組むべき施策

- (1) 被害者保護に配慮した刑事手続を徹底するための指導教養の実施 (P. 9)
- (2) 関係機関との連携の強化 (P. 10)
- (3) 条例改正の検討 (P. 10)

第2 警察庁における対策推進状況

1 再被害防止への配慮の徹底

以下について、都道府県警察に指示する。

(1) 被疑事実の要旨記載に際する柔軟な検討

逮捕状請求時における被疑事実の要旨の記載に当たっては、再被害防止への配慮の必要性が高いかどうかを検討した上、被害者の氏名や住所の表記方法について、事案に応じて柔軟に検討すること。

(2) 被害者等の意向の周知伝達等

被害者等が自己に関する情報について被疑者に知られたくない旨の意向を示した場合には、部内周知や検察官・裁判官への伝達を行うなど必要な配慮を行うこと。

2 保護観察付執行猶予者に関する措置

(1) 特異動向のある行為者が保護観察付執行猶予中であるか否かの把握

(2) 裁判結果の確実な把握と管理

(3) 再接触等の特異動向を把握した場合の保護観察所との連携

(4) 保護観察所との連絡調整

(保護観察所から警察への特別遵守事項の通知の制度については、法務省と協議中)

(5) 保護観察所の相談・支援窓口の教示も行う。

(※ 別紙省略)

1 実施期間

平成24年11月1日から30日までの1か月間（10月：準備期間）

2 指名手配被疑者の検挙状況

(1) 内訳（10月の準備期間を含む。以下同じ。）

	検挙人員	昨年同期比
指名手配被疑者	569人	-20人
捜査重点被疑者	80人	±0人
警察庁指定特別手配被疑者	0人	±0人
警察庁指定重要指名手配被疑者	0人	±0人
都道府県警察指定重要指名手配被疑者	80人	±0人
捜査重点被疑者以外	489人	-20人

(2) 端緒及び逃亡期間別

端緒\逃亡期間	5年以上	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	6か月以上 1年未満	6か月未満	計(人)
立ち回り先捜査	—	3 (43%)	5 (63%)	9 (60%)	9 (47%)	253 (49%)	279 (49%)
職務質問	1 (100%)	1 (14%)	—	2 (13%)	3 (16%)	91 (18%)	98 (17%)
見当たり捜査	—	—	2 (25%)	2 (13%)	2 (11%)	77 (15%)	83 (15%)
出頭	—	1 (14%)	1 (13%)	—	—	31 (6%)	33 (6%)
通報	—	1 (14%)	—	1 (7%)	—	14 (3%)	16 (3%)
他事件逮捕	—	1 (14%)	—	1 (7%)	1 (5%)	9 (2%)	12 (2%)
旅舎検	—	—	—	—	2 (11%)	4 (1%)	6 (1%)
その他	—	—	—	—	2 (11%)	40 (8%)	42 (7%)
計(人)	1 (100%)	7 (100%)	8 (100%)	15 (100%)	19 (100%)	519 (100%)	569 (100%)

3 検挙事例

- (1) 他事件で現場臨場した地域課員が、現場にいた関係者が平成19年に強姦致傷で指名手配されている被疑者と酷似していたため、刑事課員とともに警察署に任意同行し、指紋による本人確認の上、逮捕【静岡県警察】
- (2) 関東地区において詐欺等を繰り返し、1都6県警察から指名手配されていた被疑者について、テレビの報道番組で公開捜査を実施したところ、テレビを視聴した一般の方からの通報により被疑者を発見し、逮捕【千葉県警察】
- (3) 埼玉県内で発生した殺人・死体遺棄事件につき公開捜査を実施したところ、公開2日後に一般の方から電車内に被疑者が乗車している旨の通報がなされ、管轄の群馬県警察と共同し、被疑者を逮捕【埼玉県・群馬県警察】
- (4) 宿泊施設等に対する全国一斉捜査において、指名手配被疑者の稼働事実が判明した稼働先等において張り込み捜査等を実施し、期間中8名の被疑者を逮捕【北海道、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県】

4 その他

本年10月19日、徳島県警察から平成13年に殺人で指名手配されていた警察庁指定重要指名手配被疑者的小池俊一が岡山市内において病死していることが確認され、手配を解除した。【逃亡期間11年145日】

公安委員会
説明資料No.6

第46回衆議院議員総選挙の
違反取締状況について

平成24年12月20日
捜査第二課

1 検挙状況（12月19日（期日後3日）現在）

区分	罪種	46回（今回）			45回（前回）			前回比		
		事件数	人員 逮捕	事件数	人員 逮捕	事件数	人員 逮捕	事件数	人員 逮捕	事件数
期 日 前	自由妨害	14	14	14	21	22	22	-7	-8	-8
	その他	1	1	1	0	0	0	+1	+1	+1
	合計	15	15	15	21	22	22	-6	-7	-7
期 日 中	詐偽投票	1	1	1	1	1	1	+0	+0	+0
	その他	1	1	1	0	0	0	+1	+1	+1
	合計	2	2	2	1	1	1	+1	+1	+1
期 日 後	買収	1	1	1	13	16	16	-12	-15	-15
	投票偽造	0	0	0	1	3	3	-1	-3	-3
	詐偽投票	1	2	2	1	2	2	+0	+0	+0
合 計	自由妨害	1	1	1	0	0	0	+1	+1	+1
	その他	0	0	0	0	0	0	+0	+0	+0
	合計	3	4	4	15	21	21	-12	-17	-17
合 計	買収	1	1	1	13	16	16	-12	-15	-15
	自由妨害	15	15	15	21	22	22	-6	-7	-7
	投票偽造	0	0	0	1	3	3	-1	-3	-3
合 計	詐偽投票	2	3	3	2	3	3	+0	+0	+0
	その他	2	2	2	0	0	0	+2	+2	+2
	合計	20	21	21	37	44	44	-17	-23	-23

2 主な検挙事例

- 他人（共犯者の父親）を装った詐偽投票事件（愛知県警）
- 選挙運動員による日当買収事件（京都府警）
- 選挙運動員に対し威力を加えるなどした自由妨害事件（宮城県警）

3 警告件数（12月14日（期日前2日）現在）

態様別	文書頒布	文書掲示	言論	その他	合計
46回（件）	264	2,291	19	71	2,645
45回（件）	223	2,797	37	55	3,112
前回比（件）	41	-506	-18	16	-467